

公 示

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち平成31年度以降公立大学法人福井県立大学が発注する物品等の購入および特定役務の調達契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査等について、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第5条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年4月9日

公立大学法人福井県立大学 理事長 林 雅則

1 調達をする物品等または特定役務の種類

- (1) 情報システムおよび機器類の調達
- (2) 清掃サービス
- (3) 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- (4) その他

2 特定調達契約に係る競争入札に参加できる者

特定調達に係る競争入札に参加することができる者は、福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成31年福井県告示第139号）に基づき、福井県知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。